

漏水が発生したお客様へ

宅地内の給水装置はお客様の所有物であり、お客様に管理していただくものです。そのため、水道メーターを通過した水量に漏水分が含まれていても、その水量に対する水道料金等については、原則としてお客様のご負担となります。

しかし、お客様が給水装置を善良なる管理のもと適切に使用していたにもかかわらず、漏水の発見が困難で、水道料金等が通常より高額となる場合があります。

その際、修理報告書を提出し、一定の基準を満たす場合に限り、漏水量の一部を減量し、水道料金等の減額を受けられる制度があります。

なお、この制度は、漏水量の一部を減額するものであり、漏水量全ての減額や修理費用を補助するものではありません。

漏水修理後は、定期的に水回りや水道メーターを点検管理し、ご確認ください。

(1) 手続きに必要なもの

- ・漏水修理報告書
- ・修理前写真（全景、漏水場所・状況がわかる写真）、修理後写真
- ・その他、市が提出を求めた書類

(2) 注意事項

- ・修理完了後 30 日以内に「漏水修理報告書」を提出してください。
- ・修理報告書の提出があっても、減額されない場合があります。

（ 基準水量未満、過失による破損漏水、
修理不完全（修理後もパイロットが回転する）、料金未納 など ）

【お問合せ先】

滑川市上下水道課

TEL 076-475-1465（水道総務係）

076-475-1467（下水道総務係）